

碧南市サッカー協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、碧南市サッカー協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、碧南市教育委員会スポーツ課(愛知県碧南市浜町2番地3 碧南市臨海体育館内)に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、サッカーの普及と発展に努め、豊かなスポーツ文化を創り、もって市民の心身ともに健全な発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技会開催に関すること
- (2) 指導者の養成および登録に関すること
- (3) 審判員の養成および登録に関すること
- (4) 選手の育成および強化ならびに普及発展に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 加盟団体の分配金
- (5) その他収入

(資産の管理)

第6条 本会の資産は、理事長が管理し、総務委員会が保管する。

(事業計画および収支予算)

第7条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始後3月以内に総会において報告し、承認を受けなければならない。

(事業報告および収支決算)

第8条 本会の事業報告および収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、収支計算書、財産目録とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けた後、毎会計年度終了後3月以内に総会において報告し、承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 収支予算で定めるものを除き、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員および評議員

(役員)

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名程度
- (3) 各種別および専門委員長(10名程度)、市内中学校サッカー部顧問教諭代表(1名)、理事のうち理事長1名、副理事長2名程度
- (4) 理事会から承認された特任の理事(5名程度)、ただし、理事会において議決権を保有する者は、20名までとする。
- (5) 監事2名程度

(役員を選任)

第12条 本会の役員選任方法は次の通りとする。

- (1) 会長は、理事の推薦に基づき理事会で議決され、総会での承認を経て選任される
- (2) 副会長は、会長により推薦され、理事会で議決され選任される
- (3) 理事は、互選により理事長、副理事長を定める
- (4) 理事は、各種別および専門委員会の委員長とする
- (5) 特任の理事は、理事会において過半数の承認をもって選任される
- (6) 特任の理事は、理事長および副理事長選任について議決権を有するが、自らは選任されない
- (7) 監事は、理事会において選任され、会長が委嘱する
- (8) 理事および監事は、相互に兼ねることができない

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序によりその職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 理事は、会長および副会長とともに、本会の最高議決機関たる理事会を組織し、本規約に定めるもののほか、本会の業務に関する事項を議決し、執行する。
4. 理事長は、理事会の議決に基づき、本会業務を統括する。
5. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、予め理事長が指名した順序によりその職務を代理し、またはその職務を行う。
6. 監事は、本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
 - (1) 本会の財産状況を監査すること
 - (2) 他の役員業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について、法令もしくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、これを理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること

(役員任期)

第14条 本会役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および運営委員現在数の各々4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

ただしこの場合、理事会で議決する前に、その役員に予めその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき

(評議員)

第16条 本会には、次の通り評議員を置き、本規約に定める事項を行う。

- (1) 本会に加盟登録された各チーム代表者
 - (2) 本会役員職に就かない専門委員
 - (3) 本会を代表または、本会より委嘱された関連外部団体の役員および委員
2. 評議員には、第14条および第15条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 名誉会長および顧問

(名誉会長)

第17条 本会に、名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、会長経験者の中から、理事会の推薦にもとづき、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、会長または理事会の諮問に応じ助言する。
4. 名誉会長任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営または業務の執行に関して、会長または理事会の諮問に応じ助言する。
4. 顧問任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 会議

(総会の開催等)

第19条 本会の総会は、毎年4月から6月に開催し、次の各号について審議し、承認する。

- (1) 役員選出
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) その他重要事項

2. 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数等)

第20条 総会の出席者は、役員および評議員、名誉会長、顧問とし、定員現在数の2分の1以上の出席によって成立する。

2. 総会欠席者のうち、当該議事につき、書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
3. 総会の議事は、本規約に定めるものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第21条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 役員の推挙および選出
- (2) 事業計画および収支予算について
- (3) 事業評価および収支決算について
- (4) 財産について
- (5) 第1号および第3号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄について
- (6) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(理事会の開催等)

第22条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき、ただし、年2回以上開催しなければならない
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき
 - (3) 監事から、会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき
2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号および第3号の場合には、請求のあった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面またはEメールにより、開催日の10日前までに各理事に対して通知をしなければならない。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、本規約に定めるものを除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 議決事項

(5) 議事の概要およびその結果

2. 議事録には、議長または当該会議において選任された出席者の代表が署名押印の上、総務委員会がこれを保存する。

(種別委員会)

第26条 本会においては、1種(社会人)、3種(U-15)、4種(U-12)、シニア(40歳以上)、フットサル、タスクフォース(キッズ、女子、障がい、その他)の各委員会を構成し、その活動を行う。

2. 総務、技術、審判の各専門委員会と密に連携し、第3条に定める目的を達成するために活動する。
3. 事業計画および予算を立案、議決し、特に重要だと判断された事項については、理事会に諮る。
4. 第22条から第25条の規定は、種別委員会についてこれを準用する。この場合において、第22条から第25条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「種別委員会」および「種別委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第27条 本会においては、次に定める専門委員会を置く。また、その職務と権限は、各号に定めるものとする。

2. 総務委員会

- (1) 登録事務全般
- (2) 本会行事の運営
- (3) 本会の広報活動
- (4) 本会の財務、ただし、会計に関する責任者を委員長と別に置く
- (5) 各種大会の立案および運営
- (6) 総務委員長は、その他専門委員会の副委員長を兼ねる

3. 技術委員会

- (1) 全年代一貫した選手強化方針の策定と、それに基づく選手強化活動および指導員養成活動
- (2) 各種別委員会へのコーチ派遣
- (3) 指導者講習会の企画、運営
- (4) U-15 および U-12 トレーニングセンターの運営

4. 審判委員会

- (1) 審判技術向上活動
- (2) 審判員普及活動
- (3) 審判講習会の企画、運営
- (4) 各種大会への審判員派遣
- (5) 懲戒罰の裁定
- (6) 各種大会におけるフェアプレー賞の選考

5. 各専門委員会は、それぞれ定められた各号の事項について議決し、特に重要だと判断された事項については、理事会に諮る。

6. 第22条から第25条の規定は、専門委員会についてこれを準用する。この場合において、第22条から第25条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「専門委員会」および「専門委員」と読み替えるものとする。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第28条 本規約は、理事会において3分の2以上の議決をもって変更できる。

(解散)

第29条 本会の解散は、役員および評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、碧南市体育協会および碧南市教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散に伴う残余財産は、役員および評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、碧南市教育委員会の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする

第8章 補則

(書類および帳簿の備え付け等)

第31条 本会総務委員会において、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 本規約
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
- (5) 理事会および運営委員会の議事に関する書類
- (6) 官公署往復書類
- (7) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第1号から第3号までの書類および同項第5号の書類は10年、同項第4号の帳簿および書類は7年以上、同項第6号および第7号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第32条 本規約施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

第33条 本規約は、2009年4月1日より施行する。

第34条 本規約の変更は、理事会の議決のあった日から施行する。

第35条 本規約は、2011年3月26日一部改正

第36条 本規約は、2011年5月28日一部改正

第37条 本規約は、2012年5月19日一部改正

第38条 本規約は、2013年5月25日一部改正